

建設省厚契発第 16 号  
建設省技調発第 75 号  
建設省営建発第 34 号  
平成 7 年 4 月 17 日

最終改正 令和 5 年 12 月 27 日 国官会第 19132 号  
国官技第 273 号  
国営計第 129 号  
国営整第 155 号  
国北予第 14 号

各地方建設局総務部長 殿  
各地方建設局企画部長 殿  
各地方建設局営繕部長 殿

建設大臣官房地方厚生課長  
建設大臣官房技術調査室長  
建設大臣官房官庁営繕部建築課長

#### 建設コンサルタント業務等に係る発注予定情報の公表について

地方整備局の所掌する建設コンサルタント業務等の一部について、入札・契約手続のより一層の透明性・競争性を確保するため、業務発注に先立ち、発注予定業務の情報を事前に公表する手続を下記のとおり定めたので、適切に実施されたい。

#### 記

##### 1 対象業務

次に掲げる建設コンサルタント業務等（建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領（昭和 45 年 12 月 10 日建設省厚第 50 号）第 3 の測量、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務をいう。以下同じ。）を対象とする。ただし、国の行為を秘密にする必要がある業務、予定価格（消費税及び地方消費税相当額を含む。）が 250 万円を超えないと見込まれる業務、及び「参加者の有無を確認する公募手続について」（平成 18 年 9 月 28 日付け国官会第 935 号。）の対象業務を除く。

- (1) 公募型プロポーザル方式に付そうとする建設コンサルタント業務等
- (2) 公募型競争入札方式に付そうとする建設コンサルタント業務等
- (3) 簡易公募型プロポーザル方式に付そうとする建設コンサルタント業務等
- (4) 簡易公募型競争入札方式に付そうとする建設コンサルタント業務等
- (5) 標準プロポーザル方式に付そうとする建設コンサルタント業務等

- (6) (2)及び(4)以外の指名競争入札に付そうとする建設コンサルタント業務等
- (7) 随意契約によろうとする建設コンサルタント業務等

## 2 公表の方法

- (1) 当該業務を契約する地方整備局長又は事務所長（以下「地方整備局長等」という。）は、次に掲げる事項を含む発注予定情報を、入札情報サービス（P P I）を利用してインターネットにより公表するものとする。

（注）「入札情報サービス（P P I）」とは、一般財団法人日本建設情報総合センターによって入札等に関する情報が提供されるサービスのこと。

- ① 業務名
- ② 履行期限
- ③ 業務概要
- ④ 業務区分
- ⑤ 入札予定時期（随意契約によろうとする場合にあっては、契約の締結予定時期）
- ⑥ その他地方整備局長等が必要と認める事項

- (2) 次に掲げる時期に、その時点における予定情報を公表することとする。

- ① 年度予算が成立後速やかに（当該年度分）
- ② 7月上旬
- ③ 10月上旬
- ④ 1月上旬

## 3 その他留意事項

- (1) 公表する内容は公表する時点の予定であり、公表した後に変更又は追加があり得る旨を明記すること。
- (2) 公表する業務は、地方整備局長等が入札執行できると判断したものに限るものとする。